

令和4年12月14日

都市建設常任委員会 所管事務の継続審査について

本委員会は、下記の事件について閉会中もなお継続審査を要するものと決定する。

記

1 事 件

- 1 「都市計画」、「総合的な交通対策」、「住居表示」、「建築指導」、「都市再開発」、「区画整理事業」、「公園及び緑化」、「港湾及び河川」、「道路」、「建築及び住宅」及び「公共用地」に関する事項
- 1 水道事業、自動車運送事業、公共下水道事業及び農業集落排水事業に関する事項

2 理 由 議案等の審査に資するため

3 期 間 審査終了まで